

ごてんぱふろしき市出店規約 《フード部門（飲食販売）出店希望者用》

- ① 出店料は1区画3,000円とし、1人1区画までの出店とする。
- ② 静岡県内で使用できる露店営業許可書・菓子製造許可書等出店に必要な許可書を取得していること。※ご不明な点は保健所にお問合せ下さい
- ③ 出店される方は許可証の提出をお願いしますのでご準備ください
- ④ 露天商の営業許可にて提供する品物に関して、保健所の指導及び関連法令の遵守の下、衛生面に配慮し行うものとする。
- ⑤ 各店より出たゴミはお持ち帰りいただきますようお願いいたします
- ⑥ 御殿場は湿度が高く開催期間中は温度、湿度とも高いことが予想されますので、パンやお菓子などの保管状況には十分注意してください
- ⑦ 酒類の販売は各会場の規則により許可されていません
- ⑧ 集団的、又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体に所属する方の出店はできません。
- ⑨ 会場内のコンセントは使用できません。
- ⑩ 購入者とのトラブルについて主催者は責任を負いません。
- ⑪ 購入後、購入者より商品についての問い合わせがあった場合には出店者が直接対応をお願いします。又、その際に出店者の連絡先を購入者にお伝えすることがあります。
- ⑫ 荒天の場合は中止することがあります。なお、中止の判断はイベント開始3時間前頃に行い、中止の場合はホームページ上での告知を行います。尚、出店者個々への連絡は致しませんので予めご了承ください。
- ⑬ 商品等の搬入及び搬出等の為に車両を使用する場合はスタッフの指示に従ってください。
- ⑭ イベントは天候により途中で中断もしくは早期終了することがあります。その場合でも出店料の返金はいたしません。
- ⑮ 以下の物品を販売することはできません。
 - ・法律により販売を禁止されている商品
 - ・他人の権利を侵害する商品
 - ・偽ブランド品やレプリカなど商標を不正に使用した商品
 - ・その他、他人の権利を侵害する恐れのある商品
 - ・盗品
 - ・脱法ドラッグ(合法ドラッグ)、精力剤、媚薬 等
 - ・*法令によって禁止されていなくても人体その他への刺激、興奮、精力増強のために使用される性質をもつ商品(薬品や食品など)
 - ・医薬品
 - ・*海外で健康食品として販売されている商品でも国内法により医薬品とみなされる成分を含んでいるものは不可
 - ・その他公の場で販売することが相応しくない商品
- ⑯ 上記規定に違反した場合はイベント途中でも退場していただきます。また、その際に出店料の返金はいたしません。

＜その他出店許可に関する事項＞

◇製造するのに許可が必要なもの

・そうざい（おかず）→そうざい製造業 ・弁当、サンドウィッチ→飲食店営業（仕出し屋） ・菓子→菓子製造業

◇販売するのに許可が必要なもの

・鮮魚介類→魚介類販売業 ・食肉→食肉販売業 ・牛乳、乳飲料→乳類販売業

◇許可が不要なもの

・漬物 ・干物 ・乾物 ・塩辛 ・ところてん ・ジャム ・こんにゃく ※食品表示ラベルの貼り付け、検便は必要です

・ **イベント終了後も時間延長希望の方は事前にご連絡をいただきますようお願い致します。**

（延長可能時間は片づけを含め15時までとなります。）

お申込後ご都合が悪くなってしまった方はお早めに各会場までご連絡お願いいたします。

各出店日3日前以降のキャンセルにつきましては出店料全額をキャンセル料として頂戴いたしますので予めご了承くださいませ。

お申込み方法 下記に必要事項を記入し下記までお送りください。

御殿場中央公園 FAX 0550(70)6228 (TEL 0550(82)4236)

氏名			
住所	〒 -	電話番号	
主な販売品目			
出店希望日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回5/19（日）御殿場中央公園 ・第2回9/15（日）御殿場中央公園 ・第3回10/20（日）御殿場中央公園 		希望区画数 < 1・2 > ひとり2区画まで 出店できます

※募集締め切りは各開催日の10日前です。

※申し込み後、開催日1週間前になっても通知が届かない場合はお手数ですが御殿場中央公園までご連絡ください。